

## 「近畿中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」

### 1 趣旨

参加を承認する精神は、あくまで少人数の運動部による単独でのチーム編成が困難な場合の救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チームで参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

### 2 条件

- ① 合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- ② 合同チームの各校は、府県中体連に加盟している。
- ③ 合同チームとしての大会参加が、府県中体連に承認されている。
- ④ 個人種目のない以下の競技種目に限る。

バスケットボール（5）、サッカー（11）、バレーボール（6）、ハンドボール（7）、軟式野球（9）、ソフトボール（9）、ホッケー（6）、ラグビーフットボール（12）

※（ ）内の人数を下回った場合を原則として合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。（前年度近畿大会以降に複数校合同チームの実績があるものについては、当年度についても、府県中体連会長の承認がある場合、引き続き複数校合同チームを編成して近畿大会に参加することができる。）

- ⑤ チーム名は校名連記とする。
- ⑥ 参加申込み手続きは、当該校の校長が承認の上、代表校長が行う。
- ⑦ 合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。監督は1名とする。

### 3 その他

- ① 各府県中体連においては、「近畿中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」の趣旨を踏まえ参加状況を十分に把握しておく。
- ② 近畿中体連としては、実施していく過程で生じる問題については、各府県中体連の実態に応じて趣旨を踏まえて対処するとともに近畿中体連としても検討していく。

平成14年度第6回理事会 策定  
平成22年度第6回理事会 附則追記  
平成23年度第6回理事会 改正（2-④、⑦）  
平成29年度第6回理事会 改正（2-⑦）  
令和4年度第6回理事会 改正（2-④）